

市民意識調査にご協力を

無作為抽出の2000人対象に実施

市では、市民のみなさんが市政に対してどのようなことに関心を持ち、希望しているかを把握し、今後の市政運営やまちづくりに反映するために、2年に1回「市民意識調査」を実施しています。今年度は次のとおり実施しますので、ご協力をお願いします。

▽目的 多様化する市民要望などを調査・分析して、政策形成の基礎資料とともに、市民の市政への直接的な参加を促します。また、結果は、各種施策の推進に活用します。

▽調査項目 定住性、都市ブランド、防火・防災・防犯、少子化対策、景観など

▽方法 市内在住の18歳以上の方2000人を無作為に抽出し、郵送方式で実施(回答は、無記名・アンケート方式)

▽調査期間 調査票は、7月23日(日)に発送します。調査票が届いた方は、回答書と同封の返信用封筒に入れて、8月3日(金)までに投函してください。

▽問 広聴相談課(☎235・4567)。



夏休み中、市内在住の小学生は、海老名運動公園・北部公園・高座施設組合の各屋内プールが無料で利用できます。小学生の同伴者も無料で利用できます。

小学生に 屋内プール無料利用券を配布 利用は7/21～8/26

期間中の平日は、市内小学校と屋内プールを結び、添乗員付きの無料バスを運行します(高座施設組合を除く)。

なお、今年度は、夏休み中の学校プール一般開放は、安全管理上実施しませんので、ご了承ください。

▽期間・時間 7月21日(土)～8月26日(日)、9時30分～20時30分(休館日を除く)

▽対象施設 ①海老名運動公園屋内プール(社家4032-1、☎235・7203) ②北部公園屋内プール(上今泉6-14-1、☎202・3300) ③高座施設組合屋内温水プール(本郷20-1、☎238・8780) 期間中無休

▽利用対象 市内在住の小学生

選挙管理委員会は、中部福祉館の閉館に伴って、第15投票区について、今回7月29日(日)の参議院議員通常選挙の投票所を、「ふたば愛子園」に変更しました。

また、第8投票区の「有馬小学校体育館」を「同小学校会議室」に、第9投票

第15投票区の投票所 「ふたば愛子園」に変更

区の「今泉中学校体育館」を「同中学校玄関ホール」にそれぞれ変更しましたのでご注意ください。

※詳しくは、7月9日発行の広報えびな臨時号(選挙特集)または市ホームページをご覧ください。

▽問 選挙管理委員会事務局(☎235・4905)。



都市ブランド事業 市ホームページに「インターネット放送局」スタート

▽利用方法 小学生1人につき利用券20枚(20回分)を配布。利用時に受付へ渡してください(市立校の小学生には、利用券・無料バス時刻表を、7月17日(日)に学校から配布。私立の小学生は、スポーツ課窓口へ)。

※3年生以下は、同伴者が必要です(16歳以上、利用料は無料、1人につき子ども2人まで)。

※17時以降の小学生の利用は同伴者が必要です。

その他、屋内プールの利用上の注意を守って利用してください。

▽問 スポーツ課(☎235・4927)。

市では、7月から、都市ブランド事業「インターネット放送局」の放映をスタートしました。

これは、昨年3月からインターネットを通じて実施している、市議会の中継で使用するシステム等を活用して実施するものです。都市ブランド事業の試行事業の一つとして、市政情報や市の魅力をテーマに作成した映像を放映します(約10分)。

この放映は、市内のコミセンや文化センターに配置されているパソコン端末や、自宅等のパソコンで、市ホームページから視聴できます。

毎月1日は、市長が市政に関する情報を、15日は、各所管課が行事や施策に関する情報を発信します。また今後は、市のイベントや、市の魅力情報の紹介ビデオの放映も行う予定です。

▽問 企画政策課(☎235・4635)。

老人保健医療受給者証 国民健康保険高齡受給者証 更新します

◇老人保健医療受給者証 現在、老人保健医療制度に該当する方(昭和7年9月30日以前に生まれた方または65歳以上で、一定の障害をお持ちの方)が、医療機関の窓口で支払う医療費の負担割合は、1割または3割です。

この負担割合は毎年、前年中の所得状況により見直しを行い、8月1日から適用しています。

見直しの結果、負担割合等が変更になった方には、7月下旬に新しい負担割合等を記入した受給者証をお送りしますので、8月1日以降は、新しい受給者証を医療機関に提示してください。また、古い受給者証は保険年金課へ返却してください。

なお、新しい受給者証が送られてこない方は、負担割合等に変更はありませんので、現在お持ちの受給者証をそのまま使用してください。

◇国民健康保険高齡受給者証 国民健康保険に加入している昭和7年10月1日以降に生まれ、現在70歳以上の方には、「高齡受給者証」を交付しています。同受給者証の交付を受けた方が、医療機関の窓口で支払う医療費の負担割合は、1割または3割です。

この受給者証は老人保健と同様、前年中の所得状況により負担割合等の見直しを行います。見直し結果は、8月1日からの適用となります。

市では、7月下旬に受給対象の方全員に、新しい受給者証を送付しますので、8月1日以降は、新しい受給者証を医療機関に提示してください。

◆70歳以上の方の医療費の一部負担金の区分

市民税 課税所得額	収入額 (同一世帯で70歳以上の方および老人保健法に該当する方すべての合計額)※1		負担割合
	高齢者単身世帯 ※2	高齢者複数世帯 ※3	
145万円未満	—	—	1割
145万円以上 213万円未満	383万円未満	520万円未満	1割(申請が必要)※4
	—	—	3割
213万円以上	383万円未満	520万円未満	1割(申請が必要)※4
	383万円以上 484万円未満	520万円以上 621万円未満	3割
	—	—	3割

※1 高齢受給者証の受給者は、同一世帯で70歳以上の国保加入者の収入の合計額

※2 高齢者単身世帯・・・70歳以上の方が1人の世帯

※3 高齢者複数世帯・・・70歳以上の方が2人以上いる世帯

※4 この区分に該当する方は、基準収入額適用申請をすることにより、負担割合が1割になります。該当と思われる方には、受給者証を郵送する際に申請書を同封します。

◇高齡受給者証とは 平成14年10月1日から老人医療の適用が70歳から75歳に引き上げられたに伴

い、その間の年齢の方の、負担軽減のため、市が発行している受給者証です(社会保険の方は、加入している社会保険から発行します)。

これから70歳を迎える方には、誕生日の月に、受給者証をお送りします。同証は、誕生日の翌月から使用できます。

◇住民税非課税世帯の方の入院時食事代を減額 老人保健受給者の方または国民健康保険に加入している住民税非課税世帯の方は、標準負担額減額認定証の交付を受けると、入院時の食事代が減額されます。該当の方は保険年金課に申請してください。なお、すでに認定証の交付を受けている方も、更新手続きが必要です。

▽問 保険年金課(老人保健医療受給者証Ⅱ ☎235・4595、高齡受給者証Ⅱ ☎235・4594)。